

第5回「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」

議 事 次 第

日時 平成24年12月13日（木）
午後6時から午後7時30分まで（予定）
場所 京都商工会議所 第1教室

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 都市計画施設等の見直し指針について
 - (2) 都市計画施設等の見直し評価について
- 3 閉会

配布資料

- ・議事次第，委員名簿
- ・資料1 都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し指針（案）
に対する市民意見募集結果について
- ・資料2 都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し指針
- ・資料3 都市計画決定（変更）理由の検証（都市計画公園・緑地）
- ・資料4 長期未着手の都市計画公園・緑地の見直し（事務局案）
- ・資料5 都市計画決定（変更）理由の検証（土地区画整理事業）
- ・資料6 長期未着手の土地区画整理事業の見直し（事務局案）
- ・参考資料 都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し指針（案）
に対する御意見の募集（パブリック・コメント）について

京都市都市計画施設等見直し検討委員会委員

(敬称略，五十音順)

区 分	氏 名 (敬称略)	備 考
市 民 委 員	金 井 美 佐 子	京都市地域女性連合会常任委員
学 識 経 験 者	須 藤 陽 子	立命館大学法学部法学科教授
	久 隆 浩	近畿大学総合社会学部 総合社会学科環境系専攻教授
	槇 村 久 子	京都女子大学現代社会学部教授
	松 中 亮 治	京都大学大学院工学研究科准教授

第5回「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」について

日 時：平成24年12月13日（木）18：00～20：00

場 所：京都商工会議所第1教室

委 員：金井委員（欠席）、須藤委員、久委員、槇村座長、松中委員

議事内容：（1）都市計画施設等の見直し指針について

（2）都市計画施設等の見直し評価について

《事務局（都市計画課）から「都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し指針（案）」に対する市民意見募集結果について」（資料1）、「都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し指針」（資料2）の資料説明》

（槇村座長）意見募集で頂いた御意見に対する見解について、第4回検討委員会での意見がかなり反映されている。

（松中委員）17の意見に対する見解において「事業費にかかわらず存続することを考えている。」とあるが、費用対効果についても考慮するべきではないか。見直し対象の事業費は算定していないのか。

（事務局）最近の都市計画は事業化を前提とした決定であるため、決定時に事業費を算出していることもあるが、今回の見直し対象のような過去の都市計画は、計画論で決定しており、事業費は算定していない。事業実施の際は費用対効果を検証するが、今回の見直しの視点にすることは考えていない。

（松中委員）今回の都市計画の見直しでは、事業費の算定はしておらず、費用対効果については事業実施の際に検証する旨を説明するべきである。

（事務局）御指摘のとおり修正する。

（槇村座長）このほかに御意見がないようであれば、先ほどの松中委員の御意見を見解に反映させることとし、本検討委員会において「御意見に対する見解」の作成及び「見直し指針」の策定を行ったこととする。

《事務局（都市計画課）から「都市計画決定（変更）理由の検証（都市計画公園・緑地）」（資料3）、「長期未着手の都市計画公園・緑地の見直し（事務局案）」（資料4）、「都市計画決定（変更）理由の検証（土地区画整理事業）」（資料5）、「長期未着手の土地区画整理事業の見直し（事務局案）」（資料6）の資料説明》

（久委員）土地区画整理事業についての事務局の判断は概ね妥当であると考えているが、評価カルテに最終的な結論を丁寧に書かないと誤解を招く恐れがある。都市計画決定（変更）理由の検証において、未完成の都市計画施設が残っているが「廃止」としている地区や、木造密集市街地と重複しているが「廃止」としている地区について、問題は認識しているが一旦土地区画整理事業を「廃止」することが分かるように、見直し指針の「見直しの考え方と手順」の流れに沿った整理をするべきである。

- (槇村座長) 「見直しの考え方と手順」にある「見直し後の取組」に対する記述が評価カルテにない。
- (松中委員) 「存続」「廃止」までの評価であれば、見直し指針の「4 木造密集市街地の改善の必要性」及び「5 市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価」は必要がないことになる。
- (事務局) 御指摘のとおり、一旦廃止した後に課題がある地区については、「見直し後の取組」として市街地の環境改善に必要な手法の活用を検討する旨を記載する。
- (松中委員) 資料5において、土地区画整理事業の都市計画決定理由が「スプロール化を防止し、良好な市街地を形成する」という決定理由に対し、「民間開発等による住宅市街地が既に形成されているため」という評価内容では、決定理由と評価内容が合っていない。良好な住宅市街地が形成されているから「不適合」というように、決定理由に対する評価内容を記載すべきではないか。
- (事務局) 「適合」「不適合」とした理由について整理する。
- (槇村座長) 都市計画決定理由について整理すること。また、松ヶ崎地区の「未着手区域の一部において安全上の課題が残っている」とはどういうことか。
- (事務局) 木造密集市街地と一部重複している区域があるということである。
- (久委員) 都市計画決定理由は一つでなく複数ある場合があり、それぞれ検証すべきである。また、地区ごとにそれぞれ検証すべきである。
- (事務局) 概略的に整理しすぎているため個別に整理し修正する。
- (須藤委員) 土地区画整理事業は都市計画道路を整備することが目的の一つであるが、「未完成の都市計画道路が残っている」ことで、都市計画決定理由の「適合」「不適合」を判断することには違和感がある。
- (事務局) 土地区画整理事業の目的は公共施設の整備と宅地の利用増進であり、土地区画整理事業の区域内に未完成の都市計画施設がある場合は、宅地の利用増進に係る評価をしないで「不適合」と評価しているが、再度、整理する。
- (槇村座長) 第2回パブリック・コメントにおいて評価カルテを公表するのか。
- (事務局) 検討委員会で御審議いただいた後、パブリック・コメントと併せて評価カルテを公表したいと考えている。
- (須藤委員) 評価カルテは全ページ公表するのか。
- (事務局) パブリック・コメントの冊子に可能な限りの情報を記載したいが、ボリュームの関係もあるため、詳細な評価内容を記載している評価カルテの全ページをホームページに掲載、また、窓口での閲覧を行いたいと考えている。
- (久委員) 評価カルテについて、「見直し素案」と「見直し評価結果と内容」が見開きで見られるように構成してはどうか。
- (事務局) 御意見のとおり、「見直し素案」の横に「見直し評価結果と内容」があると分かりやすいので修正する。

（久委員）公園・緑地の「代替性の評価」について、公園の誘致圏内の公園・緑地面積が充足していない場合、代替の「みどり」を検証しているが、公園・緑地には防災やオープンスペースなどの複数の機能があり、代替の「みどり」がどの公園機能を代替しているのか説明が必要である。

（事務局）代替の「みどり」が有する公園機能の整理を行う。

（松中委員）面積錯誤等の実態として全域を開園している公園については、見直し対象とする必要がないのではないか。

（事務局）都市計画で決定している面積と開園面積の整合が取れていないものを一旦見直し対象としている。

（松中委員）未着手区域がなく実態として全域を開園している公園のうち、評価をしているものとしていないものがあり、統一がとれていないのではないか。

（事務局）都市計画で決定している面積に錯誤がある場合は、評価をしておらず、開園面積に錯誤がある場合は見直し評価をしている。

（松中委員）まず実際に未着手区域があるかどうかを精査して、未着手区域があるもののみ評価を行う方が分かりやすい。

（事務局）御指摘のとおり修正する。

（松中委員）「実現性の評価」について、現況が「倉庫」であっても松賀茂公園は「実現性が高い」と評価しているが、戒光公園は「実現性が低い」と評価している。土地建物の所有形態で評価するのか、建物の構造で評価するのか、評価方法のルールを整理した方がよい。

竹田公園については、未着手区域を分割して評価している。分割する際のルールについても整理する必要がある。

（事務局）竹田公園では鉄塔部分の移設は困難であり、自転車保管所部分は仮置き場であることから、移設は十分可能であると判断している。先斗町公園などの駐輪所は市街地中心部にあり、移設先となる代替地の確保が困難であると判断している。

（松中委員）事務局の説明で区分した理由は理解できる。評価カルテにも区分した理由を明記すべきである。

（須藤委員）都市計画公園の計画区域において、既に市有地として用地を確保しながら、学校や市営住宅等の別用途に利用していることについては、どのように説明するのか。立地している建築物の移転が容易かどうかで実現性を評価しているのか。

（事務局）市営住宅については、市営住宅を建設の際、計画通りに用地買収が進まず、都市計画公園の計画区域を利用することとなったが、その際は、別途代替の公園を整備している。

（事務局）検討委員会の御意見を踏まえ評価カルテに記載すべき事項を整理し、市民に分かりやすいよう工夫する。また、次回検討委員会には、第2回パブリック・コメント案を提示したいと考えている。

以上